



岐路に立つ再審法改正
～改めて問う『誰のための、何のための再審法』～

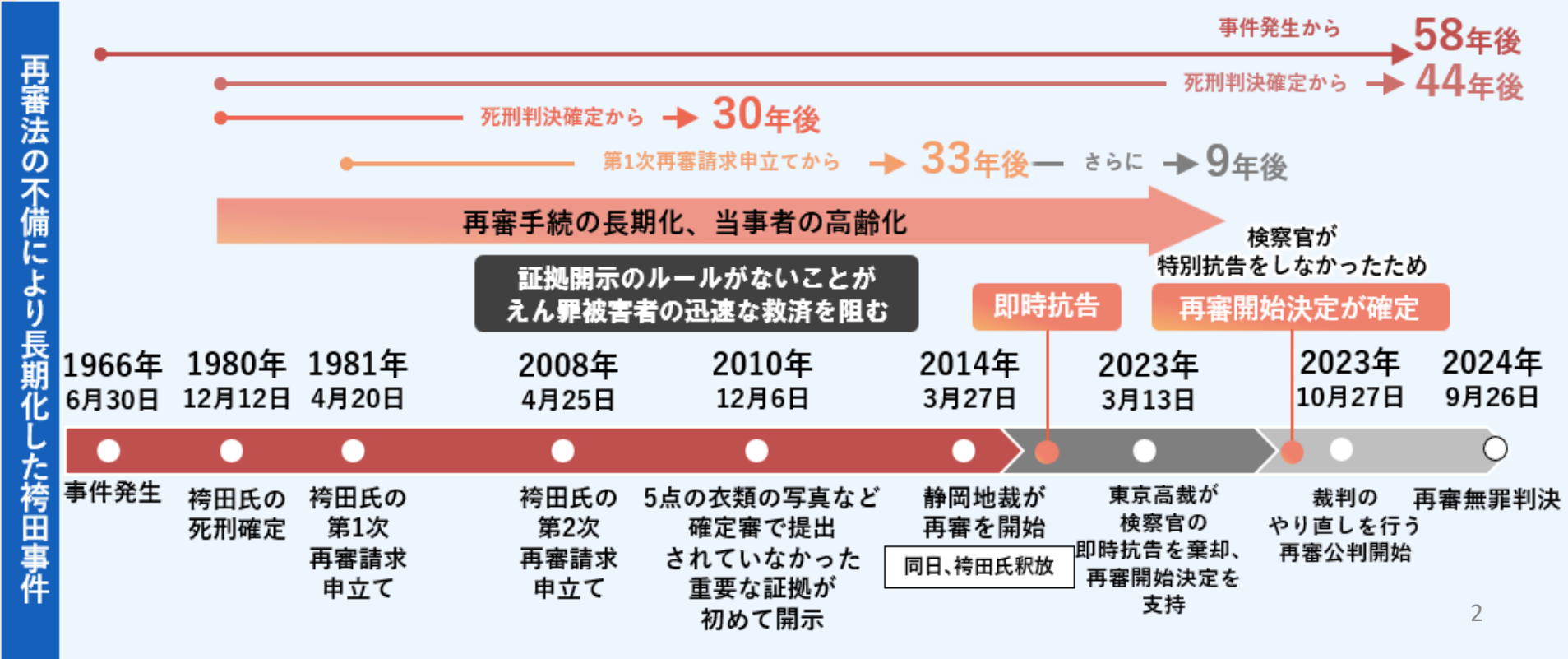
浮き彫りになる再審法の不備～袴田事件～

●証拠開示ルールの不在

- ・第2次再審請求審で初めて袴田さんの無実を示す証拠が多数開示
→事件から**44年後**、死刑確定から**30年後**

●再審開始決定に対する検察官の抗告(不服申立て)

- ・2014.3静岡地裁の再審開始決定に対し検察官が即時抗告
→東京高裁の取消し、最高裁の破棄差戻しを経て**9年後**に再審開始確定



浮き彫りになる再審法の不備～福井女子中学生殺害事件～

● 証拠開示の経緯

- ・ 第1次再審…弁護団の再三にわたる証拠開示請求により、2007年に物証、2009年に供述調書の開示勧告…合計95点の証拠が開示
- ・ 第2次再審…検察官は当初任意開示を拒否、裁判所の「命令を出す用意がある」により新たに**287点**の証拠開示…**明白な新証拠と認定されたのは全て開示証拠**

● 繰り返された検察官上訴

- ・ 確定審…一審（福井地裁）**無罪判決**(1990)
→検察官控訴により控訴審（名古屋高裁金沢支部）で逆転有罪判決(1995)
- ・ 第1次再審…請求審（名古屋高裁金沢支部）**再審開始決定**(2011)
→検察官の異議申立により異議審（名古屋高裁）で再審開始取消し(2013)



再審手続の長期化、当事者の高齢化（請求人は60歳）



再審法の不備により長期化した福井事件

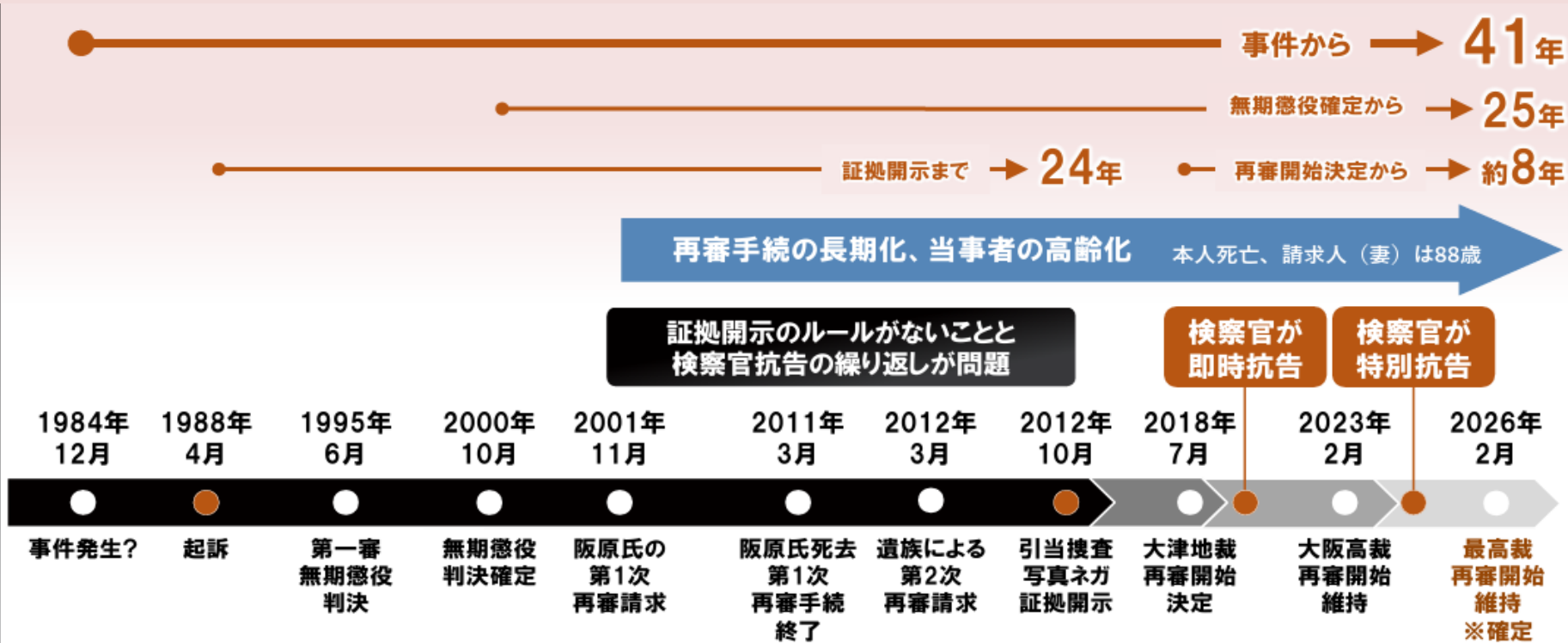
浮き彫りになる再審法の不備～日野町事件～

● 証拠開示の経緯

- ・ 第1次再審…検察官に送致された公判未提出証拠の一覧表が開示
- ・ 第2次再審…警察から検察に送致されなかった（未送致）写真ネガなどの重要な証拠が多数開示

● 繰り返された検察官抗告

- ・ 地裁・高裁で重ねられた再審開始決定に検察官が抗告を繰り返し、最高裁まで争った4件め（布川、松橋、大崎、日野町）の事件
- ・ 地裁の再審開始決定から**7年7か月後**、ようやく再審開始が確定



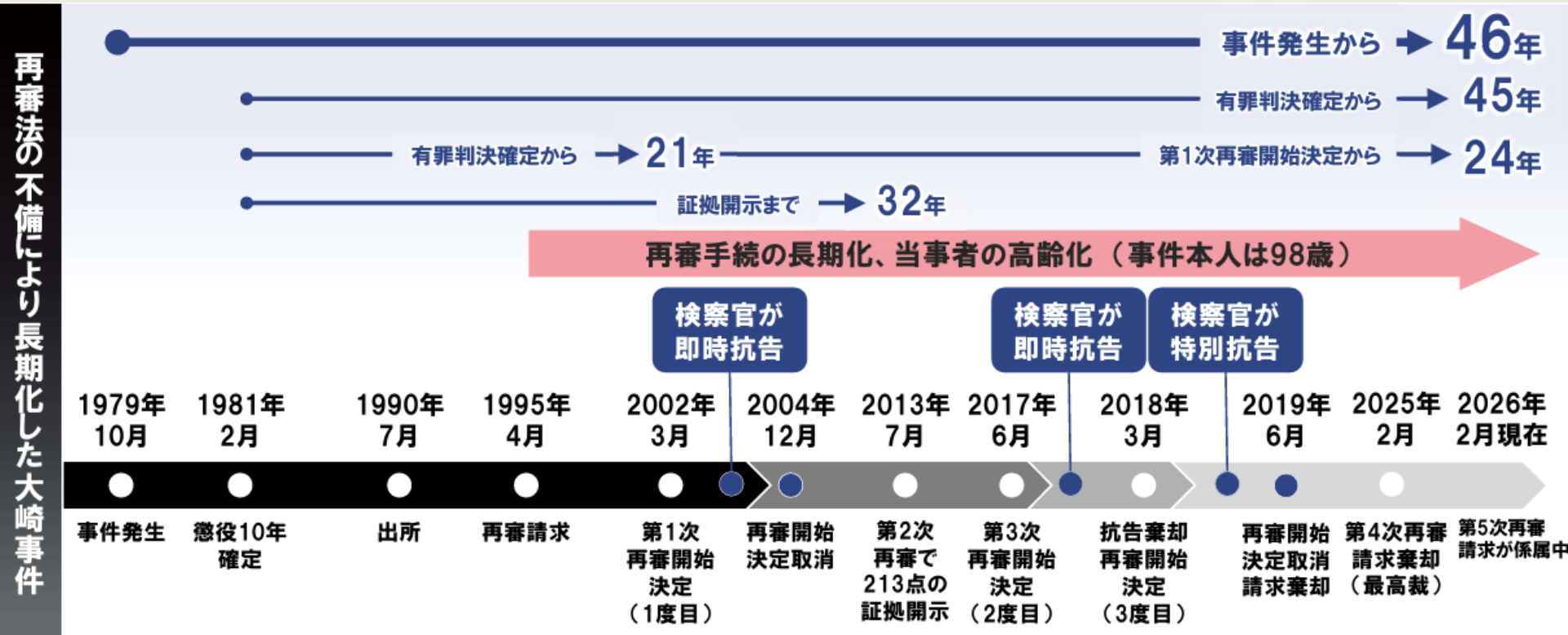
浮き彫りになる再審法の不備～大崎事件～

● 裁判所ごとの「再審格差」

- ・ 第2次請求審（鹿児島地裁）…証拠開示**ゼロ**
- ・ 第2次即時抗告審（福岡高裁宮崎支部）…**213点**の証拠開示
- ・ 第3次請求審（鹿児島地裁）…ネガフィルム**18本**が**初めて**開示

● 検察官による「再審妨害」

- ・ 3度の開始決定すべてに検察官が抗告
- ・ 最初の再審開始決定から**24年**が経過



～再審法改正の現在地(2026年4月末現在)～

★国会の動き

2024.3.11 超党派による国会議員連盟発足

- ・ 設立時の入会議員134名

217通常国会終了時
388名

★地方自治体からの賛同

- ・ 28道府県議会（北海道、岩手、秋田、宮城、栃木、群馬、埼玉、山梨、静岡、長野、岐阜、三重、愛知、石川、富山、福井、大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、徳島、福岡、佐賀、鹿児島）を含む**881議会**
→国会に対し、再審法改正を求める意見書を採択
- ・ 茨城県知事、静岡県知事、山梨県知事、滋賀県知事、奈良県知事、札幌市長、静岡市長、浜松市長、東京23区の5区長など**233首長**
→再審法改正への賛同を表明

★各種団体からの賛同

- ・ 日本労働組合総連合会、全国労働組合総連合、全国労働組合連絡協議会、社団法人アムネスティ・インターナショナル日本、日本ペンクラブ、自由法曹団、民主法律家協会など、**1006団体**が再審法改正に賛同を表明



超党派議連による議員立法案(第217回国会衆法第61号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

改正案の 4つのポイント

「再審制度によって冤(えん)罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から」ただちに改正が必要とされるもの

1 再審における証拠開示※

証拠開示が「権利」に

裁判のやり直しをするかどうかを決める手続(再審請求手続)の中で、捜査機関の手元にある証拠や証拠リストを見せる(開示する)よう請求できる。

隠された「無実の証拠」の入手が可能に

2 検察官抗告の禁止

再審開始決定後、直ちに再審公判へ

裁判のやり直しを命じる裁判所の判断(再審開始決定)に対して、検察官が不服申立てをすること(検察官抗告)はできず、直ちにやり直しの裁判(再審公判)が行われる。

再審請求手続に要する期間が短縮

3 裁判官の除斥・忌避

先入観を持った裁判官を除外

過去の審理に関与した裁判官は、その事件の再審の手続に関与できなくなる。

予断を排除して、公平な裁判を実現

4 期日の指定

手続の進行を担保

裁判所は、裁判の日程(期日)を指定することができる。

予定が決まることで、手続が円滑に進行

※ 再審請求準備のための証拠開示や、証拠開示の前提となる証拠の整理・保存のあり方は、施行後3年を目処に検討

議員立法による再審法改正案

議連案の確定から法案提出まで

- ・ 2025.5.28議連総会
 - 議連の承認により**法案確定**
 - 議連メンバーが所属する各政党の承認（**党内手続**）を2025.6.6までに終わることを申し合わせ
- BUT**
- ・ 自民党司法制度調査会が議連案の審議を拒否
 - …6.6時点で自民、公明、維新が党内手続未了

6.18 法案提出

- ・ 野党6党（立民、国民、共産、れいわ、社民、参政）による共同提案
 - 衆議院法務委員会に付託、継続審議

その後の経過と今後の見通し

- ・ 2025年秋の臨時国会でも継続審議→2026.1.23衆議院解散で**廃案**
- ・ 2026.5.15野党3党（中道、共産、みらい）が**再提出**
 - ①議連案を先行審議・成立（可能性小）
 - ②議連案と閣法を同時に審理、議連案に沿った修正を獲得し法案成立

法制審議会刑事法(再審関係)部会

法制審とは

- ・ 政令（法務省組織令）に基づき設置された法務大臣の諮問機関
- ・ 総会の委員（20名）は法務大臣が任命
- ・ 人事、予算、スケジュール管理、資料の調製はすべて

法務省

が担当

刑事法関係は法務省刑事局 = 検事（検察官）

今回設置された刑事法（再審関係）部会

【委員・幹事の構成】

- ・ 委員14名…裁判所 2、法務・検察2、警察 1、研究者 6、
弁護士 3 《うち犯罪被害者関係1》
- ・ 幹事 9名…裁判所 1、法務省3、警察1、研究者 2、内閣法制局 1、
弁護士 1
- ・ 関係官（法務省特別顧問） 2名

※弁護士と研究者のうちそれぞれ1名は元裁判官

冤罪被害当事者、一般有識者委員なし

法制審議会刑事法(再審関係)部会設置の経緯とねらい

今回の諮問について

- ・ 議連案の国会提出が現実化した2025年2月、法務大臣が突如法制審への諮問を表明
 - ・ 諮問事項として列挙されたもの
 - ①再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律
 - ②再審開始決定に対する不服申立てに関する規律
 - ③再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律
- 議員立法案に盛り込まれた項目と重複

「議員立法潰し」がねらいか？

異例のスピード審議

- ・ 第1回会議（2025.4.21）から第18回会議（2026.2.2）までの9カ月あまりで答申案を採決

2026.2.12法制審総会において答申案承認→法務大臣に答申

法制審の答申～再審法改悪に！？～

「調査手続」（スクリーニング）を導入

- ・再審請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査し、再審の請求が理由のないものである場合には**棄却決定をしなければならない**
→証拠開示も事実の取調べもせず、再審請求を「足切り」するための手続

改悪

証拠開示の「範囲」を限定

- ・開示の対象となる証拠を「**再審の請求の理由に関連すると認められる**」（再審請求人の提出する新証拠とそれに基づく主張）ものに限定
→これまで裁判所の裁量で開示されていた証拠が出なくなるおそれ

改悪

開示証拠の目的外使用禁止規定の導入

- ・開示証拠を刑事裁判以外の目的で第三者やマスコミに提供することを禁止（**罰則あり**）
→支援者の協力や世論の盛り上がりを得られない事態に

改悪

再審開始決定に対する検察官の不服申立て

- ・「**答申案**」に盛り込まれず→**検察官の不服申立てはそのまま維持**

法制審の議論に「No」を突きつける研究者、元裁判官たち

● 2025.11.26「再審法改正議論のあり方に関する刑事法学者の声明」

〔呼びかけ人17名
賛同者118名
…計135名の刑事法学者



● 2025.11.27「再審法の改正に関する意見」

青山学院大学 葛野尋之教授
九州大学 田淵浩二教授
國學院大學 中川孝博教授
大阪大学 水谷規男教授



● 2025.12.4「再審法改正に関する元裁判官の共同声明」



〔呼びかけ人6名
賛同者57名
…計63名の元裁判官

4・18ノーモア！えん罪 渋谷アクション



法制審の答申を経た政府案をめぐる自民党内での攻防

● 自民党の法務部会・司法制度調査会合同会議での議論

- ・ 合計11回、32時間にわたる大激論
- ・ 議連メンバー（柴山昌彦議員、井出庸生議員、稲田朋美議員、鈴木貴子議員、鈴木宗男議員、古庄玄知議員、森まさこ議員など）をはじめ、多数の議員が政府案を猛批判
- ・ 法務省は3度にわたる修正案を提示することを余儀なくされる

● 再審開始決定に対する検察官抗告をめぐる激しい攻防

- ・ 法制審の答申では現状維持
- ・ 附則で「十分な理由があるときのみ抗告可」とする修正案
- ・ 附則に「原則禁止、例外的に十分な理由があるときのみ抗告可」を盛り込む再修正案
- ・ 本則に原則禁止（刑訴法450条から「第448条第1項」の文言削除）例外的に「十分な根拠があるときのみ抗告可」を盛り込む再々修正案

2026・5・15 閣議決定

- ・ 内閣はただちに法案提出（「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」）
…同日提出された議員立法案とともに今国会（特別国会）で審議される見通し

～議員立法案と閣法の違い(検察官抗告・調査手続)～

	議員立法案	法制審案	閣法 (内閣案)
検察官抗告	<p>再審開始決定に対し、検察官は即時抗告、異議申立て、特別抗告のいずれも不可 (検察官抗告の全面廃止)</p>	<p>改正なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来どおり再審開始決定に対する検察官の抗告を認める 	<ul style="list-style-type: none"> 再審開始決定に対する検察官の即時抗告の廃止 (原稿刑訴法450条から「第448条第1項」の文言を削除) 当該決定を「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」は抗告可 (法450条の2) <p>※政府は再審開始決定に対する抗告の有無、抗告した場合はその理由を公表する</p>
調査手続	<p>規定なし</p> <p>※再審請求人の請求による証拠開示を命ずる際の要件として、以下の点が個別に判断される</p> <ol style="list-style-type: none"> 再審の請求が不適法であるとき 再審の請求に理由がないことが明らかなきとき 	<p>再審請求を受けた裁判所は遅滞なく調査を行い、以下の場合には速やかに再審請求を棄却しなければならない (いわゆるスクリーニング)</p> <ol style="list-style-type: none"> 法令上の方式違反 請求権の消滅後の再審請求 請求理由が明らかに刑訴法の定める再審理由に該当しないとき その他再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき <p>※<u>スクリーニングを</u>通らなければ、<u>証拠の提出命令や事実の取調べを行うことができない</u></p>	<p>法制審案が「再審請求を棄却しなければならない」と定めた場合のうち、</p> <p><u>「その他再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」</u></p> <p>を削除 (法444条の2第2項1号)</p>

～議員立法案と閣法の違い(いわゆる証拠開示)～

	議員立法案	法制審案	閣法 (内閣案)
証拠開示命令 / 証拠の提出命令	<ul style="list-style-type: none"> 再審請求人・弁護人への直接開示 幅広い範囲の証拠を対象 (再審請求理由におよそ関連しない証拠は除外される) 証拠リスト = 送致書類等目録も請求人等に開示される 裁判所の職権 (裁量) による証拠開示命令も可能 ⇒「関連性」による限定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所への提出命令 ⇒再審請求人に閲覧権の保障なし ※弁護人は裁判所で閲覧・謄写可 開示の対象となるのは「再審の請求の理由に関連する」と認められる証拠で、提出の必要性、相当性のある証拠のみ 証拠リストは裁判所にのみ提示される 裁判所の (職権) 裁量による証拠提出命令⇒規定なし 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> 法制審案から変更なし </div> <p>(法445条の2・3)</p>
開示証拠の目的外使用	<div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 規定なし </div>	<ul style="list-style-type: none"> 証拠の複製 (コピー) 等の目的外使用禁止 ⇒再審請求人、弁護人は謄写した証拠の複製等を再審請求や再審公判の目的以外で第三者 (支援者、マスコミ等) に提示、交付、提供してはならない ⇒違反した場合罰則あり 	<div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> 法制審案から変更なし </div> <p>(法444条の4～6)</p>

現在開会中の特別国会で、**国会主導**による再審法改正を！

審理の長期化で、再審を求める者の命が尽きようとしている

- 大崎事件（過去に3度の再審開始→検察官抗告により取消）
…元被告人の原口アヤ子さんはまもなく99歳
- 名張事件（2005.4に再審開始→検察官の異議申立てにより取消）
…元被告人の奥西勝さんは89歳で死去、再審請求人（妹）は96歳
- 狭山事件（2006.5から第3次再審請求）
…2025.3.11元被告人の石川一雄さんの死去により審理終了
妻の早智子さん（79歳）が第4次再審申立て

国会は「唯一の立法機関」

- 「刑訴法の改正は法制審での議論を経て閣法によるべき」
…閣法によることを義務付ける法的根拠なし
- 憲法41条「**国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関**」
…仮に法制審が議員による法案提出を牽制、阻害する方向に働けば
行政府による立法府への介入となりかねない



国会の審議で冤罪被害者のための法改正を実現せよ！

ご清聴ありがとうございました。

再審弁護人がゆく！

鴨志田 ちゃんねる

再審制度ってなに？



ここから飛べるよ→

